



## 厚労省、過去最大規模の概算要求 ～社福の経営透明化に向けた予算も計上へ～

◆厚労省は26日、2015年度予算の概算要求の概要を自民党厚生労働部に示しました。要求額は31兆6,688億円で、今年度当初予算30兆7,430億円より9,258億円増となっています。

内容を見ると、年金や医療などの社会保障分野においては、高齢化による自然増を見込んで8,155億円増の29兆8,558億円で要求額の大部分を占め、待機児童解消など、骨太の方針や成長戦略で掲げた課題に予算を重点配分するため設けられた「新しい日本のための優先課題推進枠」には2,443億円が計上されています。この「推進枠」の具体的な中身としては「女性・若者等の活躍推進」と「健康長寿社会の実現」の大きく2項目が示され、保育所や学童保育の充実のほか社福の経営健全化に向けた支援にも予算が向けられています。

また消費税率引き上げに伴う増収分のうち社会保障の充実に充てられる額は、8%の場合1.35兆円、10%では1.8兆円程度と見込まれています。消費税率10%を想定した社会保障充実は、現在まだ引き上げが決まっていないことから今回の概算要求では金額が示されていませんが、引上後は子ども・子育て支援の充実などに充てられる模様で、予算規模がさらに拡大すると予想されます。

(参考：厚労省HP／産経ニュースウェブ／日経メディカル)

### 平成27年度厚労省概算要求(要旨)

≪女性・若者等の活躍推進≫

○『待機児童解消加速化プラン』

の着実な実施(6,200億円)

『待機児童解消加速化プラン』の取組を強力に進め、保育所等の受入児童数の拡大を図り、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育等の拡充を図る。

○放課後児童対策の充実(332億円)

『放課後子ども総合プラン』に基づき、保育の利用者が引き続き就学後も利用できるよう放課後児童クラブの計画的な整備等を図る。

≪健康長寿社会の実現≫

○社福経営の健全性・透明性の確保(8.4億円)

会計の専門家等による経営診断の受診促進及び財務諸表等の公表に向けた環境整備の支援を実施。

### 研修内容などの検討始まる

#### ～子育て支援員創設に向けた議論～

◆政府は来年4月から「子育て支援員(仮称)」(以下「支援員」という。)の資格を新たに創設する方針を示しています。厚労省は先月4日、その研修内容などを定める子育て支援員研修制度に関する検討会を立ち上げました。汐見稔幸・白梅学園大学学長を座長に研修のカリキュラムや時間といった研修の具体的な内容を検討し11月下旬に全体のとりまとめを行う予定となっています。

支援員制度は育児経験のある主婦などを対象に、研修を受ければ保育士補助として保育現場で働けるようになるもので、5月の産業競争力会議で示されたものです。来年4月から始まる子ども・子育て支援新制度によって保育の充実が図られることとなりますが、それに伴う保育士不足解消を図るとともに専業主婦の社会進出を促すねらいもあります。

研修は都道府県または市町村が国の指針に基づいて実施し、10時間の共通研修に加え就労先別(学童保育、社会的養護等)の専門研修を課すものとなる予定で、研修を受講して支援員の認定を受けた人は全国どこでも働けることとなります。委員からは、支援員制度の必要性を認める意見の一方で、支援員にどの程度の業務を認めるかの枠組みを示す必要性や、研修時間の短さ等を指摘する意見もあります。

保育の量的拡充とともに質の充実・確保も求められる中、支援員制度がその期待に応えられるものとなるかが注目されます。

#### 共通研修科目のイメージ

- 支援員制度や児童福祉の概要
- 子どもの発達
- 子どもへの援助・関わり方
- 保護者への支援
- 緊急時への対応
- 障害児への理解など

(参考：厚労省HP／福祉新聞／日経新聞ウェブ)

### 評議員会の設置義務化など検討

#### ～社福組織の改革に向けた議論～

◆4日、第2回社会保障審議会福祉部会(部会長：田中滋／慶大名誉教授)が開催され、社福制度の見直しに関して、厚労省より今後の経営組織の在り方について検討事項が示されました。具体的には、理事や理事長の役割、権限を明確化することや、評議員会の設置を義務付けて理事選任などの重要事項の議決権を持たせるなど、評議員会の権限強化の内容が検討されています。また財務諸表が正しく作成されていないといった指摘があることを踏まえ、監事の権限や義務を明確化し、監事機能を十分に機能させること、一定規模以上の法人に対する会計監査人による監査を義務付けることも検討されています。

現在評議員会の設置は、介護保険事業や保育所のみ実施している法人には義務付けられていませんが、義務化されると評議員の選任や定款変更等、事務的負担が予想されます。

一般の検討に際しては、これまで社福が地域の福祉基盤としての役割を社福の重要性を確認しつつ、社福の公益性を確保できる経営組織について検討を重ねる必要があるとしています。(厚労省HP／CBニュース)

#### 社福組織の在り方に関する主な検討事項

○理事・理事長・理事会

理事の忠実義務、理事長の理事会への職務執行状況の報告等を法律上明記。

○評議員・評議員会

評議員会を最終的な議決機関として法律上位置付ける。

○監事

理事等に対する事業報告要求、財産状況調査、理事会出席義務や理事の不正行為の理事会報告義務等を規定。

○会計監査人

監事への報告義務など権限、義務、責任を法律上明記。